

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

「定期縛りなし」は要注意！ 「定期購入」のことかも…

SNSの広告で、お得な価格のサプリメントや化粧品を見つけた。「定期縛りなし」と書いてあったので、1回限りだと思って注文した。しかし、頼んでいないのに2回目を送られてきて、確認したところ定期購入になっていた。



【アドバイス】

- ▼「定期縛りなし」は「解約するまで続く定期購入」である場合が多いです
- ▼注文する前に、注文内容や表示を最後までよく確認しましょう
- ▼「最終確認画面」はスクリーンショットで必ず保存しましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです
とき＝9月4日④13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎28-9110）

※9月3日④15:30までに予約してください